

様式第七（第6条関係）

確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和2年9月14日

2. 回答を行った年月日

令和2年10月14日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、建設工事の請負契約の締結をクラウド上で電子的に行うサービスを提供する。建設工事業者が本サービス契約者となり、本サービス契約者と本サービス契約者が施工する工事の施工体制を構成する請負業者（本サービス契約者から見た1次下請業者だけでなく2次以降の下請業者等も含む。）が、本サービス利用者となる。

本サービス利用者間（本サービス契約者と請負業者又は請負業者間）における任意の建設工事請負契約の当事者のうち、請負工事を発注する本サービス契約者又は本サービス利用者を『注文者』、請負工事を受注する本サービス利用者を『受注者』とした際の、建設工事請負契約の締結を、下記の事業手順により実現する。

- ① 本サービス契約者及び契約当事者が本サービスの契約作成画面において請負契約データを入力すると、この入力データが反映された請負契約書がクラウド上のサーバーにPDFファイルとして生成される。
- ② 契約書ファイル生成後、自動的に、注文者に電子メールが送信され、注文者は同メールに添付されたURL経由でサーバーにアクセスし、請負契約書を確認の上、内容に同意した旨をサーバーに回答する。
- ③ 注文者の同意後、自動的に、受注者に、電子メールが送信され、受注者は同メールに添付されたURL経由でサーバーにアクセスし、請負契約書を確認の上、内容に同意した旨をサーバーに回答する。
- ④ 受注者による同意回答と同時に、PDFファイル（請負契約書）にタイムスタンプが付される。
- ⑤ 契約当事者には、タイムスタンプが付与された請負契約書のPDFファイルが電子メールで送信され、当該PDFファイルを電磁的記録として保存すること及び印刷を行うことができる。

4. 確認の求めの内容

照会者の提供する電子契約サービスが、建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十三条の二第二項に規定する技術的基準を満たしていると考えてよいか。

5. 確認の求めに対する回答の内容

照会者が提供するサービスにおいては、①建設工事請負契約書をPDFファイルとして閲覧、印刷を行うことが可能であると考えられること、②公開鍵暗号方式による電子署名又はタイムスタンプの付与の手続きが行われることで、当該PDFファイルが改ざんされていないことを証明することが可能であること、③契約当事者による本人確認措置を講じた上で公開鍵暗号方式による電子署名の手続きが行われることで、契約当事者による契約であることを確認できると考えられることから、建設業法施行規則第十三条の四第二項に規定する技術的基準を満たすものと解される。

6. その他

上記4. 確認の求めの内容において「建設業法施行規則第十三条の二」とあるのは、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第六十九号）が令和2年10月1日に施行され、第十三条の二が第十三条の四に改正されたことに伴い、上記5. 確認の求めに対する回答の内容において「建設業法施行規則第十三条の四」としている。